豊田市自動体外式除細動器(AED)貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康政策課及び健康づくり応援課に配置した自動体外式除細動器(以下、「貸出用AED」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定め、本市で開催される催事又は行事等(以下「催事等」という。)に参加する者の迅速な救命活動に備えるとともに、安全の確保を図ることを目的とする。

(貸出しの対象)

- 第2条 貸出用AEDは、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として豊田市内とする。
 - (1)市の施設に配置されているAEDが、故障等により一時的に使用できなくなり、代替用として備える場合
 - (2) 市等が主催(共催を含む。) する催事等
 - (3) 市等が後援する催事又は行事等
 - (4)市民が 10 名以上集まり、豊田市職員が市の業務として参加する営 利を目的としない催事等
 - (5)市民が10名以上集まり、豊田市職員が市の業務として参加しない 営利を目的としない催事等
 - (6) 市民が10名以上集まる催事等
 - (7) その他市長が認めた場合

(貸出しの申請)

第3条 貸出用AEDの貸出しを受けようとするものは、原則として貸出希望日の1か月前の日までにAED(自動体外式除細動器)借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸出しの期間)

第4条 貸出用AEDの貸出期間は、1回の申請につき7日以内(ただし、第2条第1号により貸出しを行う場合の貸出期間は、この規定にかかわらず、当該施設に配置されているAEDが使用できる状態になるまでとする。)とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。なお、貸出期間の算定においては、閉庁日を含む。

(貸出しの決定)

第5条 市長は、第3条による借用申請書が提出された場合、これを審査し、貸出しの可否を決定し、使用予定日の概ね2週間前までに当該申請者に通知する。

(貸出期間が重複する場合の貸出しの決定)

第6条 貸出希望日の1か月前の日までに提出された借用申請書について、貸出し希望期間が重複する場合は、市長は第2条の各号の順序に従い、貸出先を決定するものとする。なお、同順位に複数の申請がある場合は、先着順で決定する。

(運搬及び維持管理)

第7条 貸出期間中における貸出用AEDの運搬及び維持管理に要する 経費は、借受者の負担とする。ただし、貸出期間中、貸出用AEDを 傷病者に対して使用した際に、附属品のパッドを使用した場合、新し いパッドへの更新は、貸出用AEDの返却後、速やかに、市長の責任 及び負担において行う。

(借受者の責務)

- 第8条 借受者は貸出用AEDを返還するまでの間において、善良なる 管理者の注意を持って管理するほか、貸出用AEDの使用に当たって は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 貸出用 A E D は取扱説明書により適切に使用すること
 - (2)貸出用AEDを目的外に使用しないこと
 - (3)貸出用AEDを処分、転貸し、又は譲渡しないこと

(返却)

- 第9条 借受者は、返却予定日までに貸出し用AEDを借り受けた健康 政策課又は健康づくり応援課(足助支所内)へ来庁し、点検・確認を 受けた後、返却するものとする。
- 2 借受者は、AED(自動体外式除細動器)使用実績報告書(様式第 2号)を返却時に提出するものとする。

(損害賠償)

第10条 貸出期間中に貸出用AEDに起因する事故は、市の責に帰す

る事由を除き、借受者がその責任を負わなければならない。

2 借受者が、故意又は過失により貸出用AEDを亡失し、又は破損させた場合には、原状回復又は市長が相当と認める金額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(返還)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受者から 貸出用AEDを返還させることができる。
 - (1) 借受者が貸出用AEDを使用しなくなったとき。
 - (2)市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成19年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。